

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

児童扶養手当受給者が「5年を経過する等の要件（※）」に該当する場合、手当の2分の1の額が支給停止（減額）となりますが、適用除外（免除）の届出をすることでその減額を免除できます。

あなたは下記年月で要件に該当しますので、減額免除の届出についてお知らせします。

下記の1～5の事由に該当する場合は、手当の減額を免除するため、同封の一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）および関係書類を、下記提出期間中に提出してください。

この届出をしないと、一部支給停止措置により手当の2分の1が支給停止となります。

また、届出に不備や不明な点があると、一部支給停止措置が免除とならない場合があります。

※「5年を経過する等の要件」に該当する場合とは、手当を受給してから5年またはひとり親家庭になってから7年（ただし3歳未満の児童を監護していた場合は3歳になった翌月から5年）を経過した場合をいい、児童扶養手当法第13条の3の規定により手当の一部が支給停止となります。

一部支給停止措置適用除外事由

- 1 就業している。
- 2 求職活動等をしている、職業訓練校等に通っている。
- 3 身体上又は精神上的の障害があるため、就労することができない。
- 4 負傷又は疾病等により就業することができない。
- 5 あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することができない。

提出書類

（1）児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）

（2）関係書類

※別紙「一部支給停止適用除外事由届出書の記入と必要書類について」を
ご覧いただき、該当する必要書類を提出してください。

5年等経過該当月	令和	年	月
適用除外事由届出書 提出期限	令和	年	月末日
※現況届と一緒にご提出ください。			

あなたが「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出した場合に、
免除が可能な期間は、令和 年 月 から 令和 年 月 までです。
上記期間後の免除は、毎年 of 現況届提出期間に同様の「届出書」の提出が必要です。

提出・問合せ先

北区子ども未来課子育て給付係（区役所第1庁舎2階6番窓口）
〒114-8508 北区王子本町1-15-22 電話 03-3908-9096（直通）
（土・日・祝日を除く午前8時半から午後5時まで）